

内閣総理大臣指示事項
(宇宙開発戦略本部)

平成 21 年 6 月 2 日

宇宙基本計画の決定を受け、関係閣僚においては、その着実な実施に取り組むとともに、特に以下の事項については、宇宙開発担当大臣を中心に速やかにその取組みを進めることとする。

1. 宇宙開発戦略本部を中心とした連携の下に、関係府省においては、宇宙基本計画に盛り込まれた施策の確実な実施を目指して、平成 22 年度予算編成において、特に 5 つのシステムの構築、4 つの研究開発プログラムの推進に向けた確実な取組みを図ること
2. 宇宙外交を推進するため、諸外国における宇宙開発利用ニーズに対応し、政府開発援助（ODA）を始めとする公的資金等の支援を組み合わせた取組みを進めること
3. 防衛力全体の中での宇宙開発利用の在り方については、国際情勢を勘案しつつ、本年末までの中期防衛力整備計画の決定等に向け、具体的な検討を進めること
4. 有人を視野に入れたロボットによる月探査については、宇宙開発担当大臣の下、2020 年頃の高度なロボット月探査の実現に向けて、我が国の叡智を集め、直ちに検討を開始し、一年後を目途に方針を明確化すること